

静岡市ソフトテニス協会 会則

第1章 名称

第1条 本会は、静岡市ソフトテニス協会（以下「協会」という）と称する。

第2章 事務所

第2条 協会の事務所は、事務局長の居住地に置く。

第3章 目的

第3条 協会は、静岡県ソフトテニス連盟および静岡市体育協会のもとに、静岡市におけるソフトテニスの健全なる普及・発展および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4章 事業

第4条 協会は、第3章の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 各種大会の開催。
2. ソフトテニススクールの開催。
3. 静岡市体育協会から要請された事業の遂行。
4. 他の協会との交流および国際交流事業の実施。
5. その他協会の目的達成に必要な諸事業。

第5章 組織および会員

第5条 協会は別表に定める団体をもって組織する。

第6条 協会の会員は、第5条の団体に所属する会員とする。

第6章 会計

第7条 第5条に定める団体は、別表に定める分担金を毎年度の総会時に納入する。

第8条 協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 各団体分担金
2. 各種公共団体補助金
3. 事業に伴う収入
4. その他収入

第9条 協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 役員

第10条 協会に必要により、次の役員を置く。

| | | | | | |
|------|-----|------|-----|-------|-----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 | 事務局長 | 1名 | 副事務局長 | 若干名 |
| 会計 | 若干名 | 常任理事 | 若干名 | 理事 | 必要数 |
| 監事 | 若干名 | 名誉会長 | 1名 | 顧問 | 若干名 |
| 参与 | 若干名 | | | | |

第11条 理事は、各団体より1名と会長推薦による若干名を理事会にて選任する。

第12条 会長・副会長は、理事会（＝総会、以下同じ）で決定する。

会長は、協会を代表し、会務を総括し理事会および常任理事会の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 理事長・副理事長・事務局長・副事務局長・会計・常任理事は、理事または会員の中から、理事の推举により理事会で決定する。

理事長は、理事会および常任理事会の決するところに従い会務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

事務局長・副事務局長・会計は、理事長を補佐し、庶務・会計事務を処理する。

常任理事は、理事長の会務執行を補佐する。

第14条 監事は、理事会で選出する。

監事は、会計を監査し、理事会で報告する。

第15条 顧問および参与は、理事会で推挙し、会長が委嘱する。

顧問および参与は、重要事項の諮問に応ずる。

第16条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第8章 会議

第17条 会議は、理事会、常任理事会とする。

理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・副事務局長・会計・常任理事・理事の構成とし、過半数の出席がなければ開催することができない。

常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・副事務局長・会計・常任理事の構成とし、過半数の出席がなければ開催することができない。

第18条 理事会は、毎年2月に1回開催し、次の事項を審議決議する。

1. 事業の報告と計画
2. 予算と決算の承認
3. 役員の選出
4. 会則の改正
5. その他重要な事項

第19条 理事会の議事は、出席役員の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第20条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事会に諮る審議事項や内規等を議決する。

第21条 常任理事会の議事は、出席役員の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第9章 委員会

第22条 協会が第3章の目的を達するため、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

第23条 委員会は、理事会により付託された業務について審議し実施するものとする。

第24条 委員会の名称・組織・その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第25条 委員長は、常任理事会で推挙し、委員は役員に関係なく広く会員の中から適任者を委員長が選び、常任理事会の承認を得て会務を執行する。

第10章 入会および脱会

第26条 協会に入会する団体は、その責任者が会員名簿を提出し、常任理事会の承認を受けるものとする。

第27条 協会を脱会する場合は、会長に届け出るものとする。

第11章 会則の変更と解散

第28条 この会則は、理事会の三分の二以上の同意を得て変更することができる。

第29条 協会は、理事の四分の三以上の同意を得て解散することができる。これにより解散したときの残余財産は、理事会の議決を経て、類似の目的をもつ他の団体等に寄付するものとする。

第12章 補足

第30条 この会則の施行に必要な細則は、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

改正：平成24年2月25日

改正 平成27年2月21日

改正 平成28年2月20日

改正 平成29年2月18日

改正 平成30年2月11日

改正 平成31年2月10日

改正 令和2年2月20日

改正 令和2年8月31日

改正 令和3年2月28日

「別表」

加盟団体および分担金

令和3. 2. 20.
静岡市ソフトテニス協会

| 静岡地区 | | 清水地区 | |
|------------------|----------|----------------------|----------|
| クラブ名 | 分担金額（円） | クラブ名 | 分担金額（円） |
| 静園クラブ | 8, 000 | 橋クラブ | 8, 000 |
| 静岡商友クラブ | 8, 000 | 商門テニスクラブ | 8, 000 |
| 中部電力静岡 | 8, 000 | 巴クラブ | 8, 000 |
| 芙蓉クラブ | 8, 000 | 興津ソフトテニスクラブ | 8, 000 |
| しづおか信用金庫 | 8, 000 | 春日クラブ | 8, 000 |
| オレンジテニスクラブ | 8, 000 | 小糸クラブ | 8, 000 |
| 竜南クラブ | 8, 000 | 清水海星テニスクラブ | 8, 000 |
| 三菱電機静菱会 | 8, 000 | 清水クラブ | 8, 000 |
| 草園クラブ | 8, 000 | 楓クラブ | 8, 000 |
| 葵クラブ | 8, 000 | 桜ヶ丘クラブ | 8, 000 |
| 静清信用金庫 | 8, 000 | | |
| オール静岡テニスクラブ | 8, 000 | | |
| あすなろクラブ | 8, 000 | | |
| 静岡ガス | 8, 000 | | |
| | | | |
| | | | |
| 静岡市役所 | 5, 000 | 二の丸クラブ | 5, 000 |
| みなみ | 5, 000 | わかば | 5, 000 |
| 祥鷹ソフトテニスクラブ | 5, 000 | ソフトテン | 5, 000 |
| 北部クラブ | 5, 000 | 蒲原クラブ | 5, 000 |
| しづおかクラブ | 5, 000 | YAGI. Comソフトテニスクラブ | 5, 000 |
| 東根クラブ | 5, 000 | Kクラブ | 5, 000 |
| 静岡グリーンクラブ | 5, 000 | 松羽クラブ | 5, 000 |
| 安東クラブ | 5, 000 | | |
| 静岡大学 | 5, 000 | 東海大学折戸学生会クラブ 連合軟式庭球部 | 5, 000 |
| 常葉大学 | 5, 000 | | |
| 静岡県立大学 | 5, 000 | | |
| ITC | 5, 000 | | |
| | | | |
| 有度山ジュニアソフトテニスクラブ | ○ | 由比スポーツ少年団ソフトテニス部 | ○ |
| 静南ジュニアソフトテニスクラブ | ○ | 蒲原ソフトテニススポーツ少年団 | ○ |
| USTC | ○ | 清水キッズソフトテニスクラブ | ○ |
| | | | |
| 中体連 | ○ | 中体連 | ○ |
| 高体連 | ○ | 高体連 | ○ |
| 合計 | 167, 000 | 合計 | 120, 000 |

静岡市ソフトテニス協会 功労者内規

第1条 静岡市のソフトテニス振興発展に関し、功績顕著の者をこの規定により表彰する。但し、上部団体への受賞候補者は除く。

- 第2条 表彰は次に該当する者で、当協会常任理事会が承認した者。
1. 永年にわたり、当協会発展のために、特に功労のあった者
 2. 年齢50歳以上の者で、10年以上にわたり、ソフトテニスの普及・振興のため、著しく功績のあった者
 3. 特別の事情のあるものはこの限りでない

第3条 表彰は、翌年度の理事会にて行なう。

附則

この内規は、平成9年9月20日から施行する。

平成9年9月20日 常任理事会承認
平成24年9月2日 常任理事会変更

静岡市ソフトテニス協会 旅費内規

(目的)

第1条 この内規は、静岡市ソフトテニス協会（以下「本協会」という）が召集または派遣する競技会、会議、研修等の旅費に関することを定める。

(旅費)

第2条 本協会が、召集または派遣した者に支給する旅費は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 支給額 | 備考 |
|--------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 交通費 | 交通費実費を支給 | JR等の乗車駅から降車駅間の乗車券代金とする（市内の移動は支給しない） |
| 特急料金 | 片道70km以上の場合支給 | |
| 座席指定料金 | 片道100km以上の場合支給 | することができる |
| 宿泊料 | 1泊に対し12,000円を支給 | |
| 日当 | 片道100km以上の場合、 1日に對し3,000円を支給 | |

(その他)

第3条 この内規に定めのない事項及びこの規定によりがたい事項については、その都度会長と理事長で協議して支給する。

附則

この内規は、平成24年1月31日から施行する。

平成24年1月31日 常任理事会承認

静岡市ソフトテニス協会 補助金内規

(目的)

第1条 この内規は、静岡市ソフトテニス協会（以下「本協会」という）所属会員が全国大会に出場した場合支給する補助金を定める。

(補助金)

第2条 本協会が、全国大会に参加する者に支給する旅費は、選手1名につき5,000円とし、対象競技大会は次の表のとおりとする。

| 区分 | 対象大会 |
|-----|---|
| 小学生 | 全日本小学生選手権大会・全国小学生大会 |
| 中学生 | 都道府県対抗全日本中学生大会・全国中学生大会・ジュニアジャパンカップ |
| 高校生 | ジュニアジャパンカップ・ハイスクールジャパンカップ・全日本高校選手権・全日本高校選抜大会・国民体育大会 |
| 一般 | 天皇賜杯皇后賜杯全日本選手権大会・国民体育大会・その他会長が認めた大会 |

附則

この内規は、平成24年1月31日から施行する。

平成24年1月31日 常任理事会承認

静岡市ソフトテニス協会 慶弔内規

第1条 この内規は、静岡市ソフトテニス協会（以下「本協会」という）の役員または協会功労者の慶弔に関することを定める。

第2条 本協会の役員または協会功労者が死亡した場合は、次の基準により弔意を表す。

| 区分 | 対象大会 |
|----|------------------------|
| 本人 | 「供花」（時価）および「香典」10,000円 |

*弔問については、その都度会長と理事長で協議し対応する。

第3条 役員とは、静岡市ソフトテニス協会会則第10条に掲げる（理事を除く）役員とする。

第4条 本協会の会員の「不慮の災害」、「病気見舞」、「慶事」については、その都度会長と理事長で協議し対応する。

附則

この内規は、令和4年8月20日から施行する。

平成24年1月31日 常任理事会承認
令和4年8月20日 常任理事会変更